

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

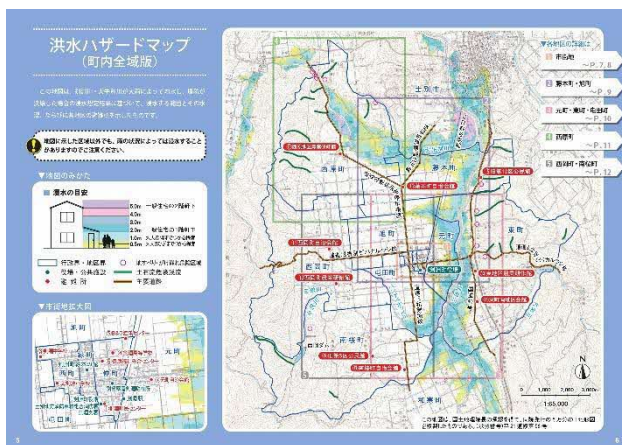
1. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：剣淵町洪水ハザードマップ)

剣淵町には一級河川である剣淵川と、犬牛別川及び剣淵川支流である刈分川・弥栄川が流れている。4つの川が氾濫した場合の浸水想定区域は、剣淵町洪水ハザードマップによると、中心市街地は浸水想定区域に含まれていないものの、主に農地の一部が最大3mの浸水域とされている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
市街地	0.5m未満	84件
藤本町・西原町	2m～3m	3件
旭町・屯田町	2m～3m	2件
西岡町・南桜町	2m～3m	4件
元町	2m～3m	5件
東町	2m～3m	8件



剣淵町  
平成22年1月

洪水ハザードマップとは、気象情報について……………1  
 避難情報の伝達……………2  
 避難する時の注意……………3～4  
 洪水ハザードマップ 町内全域版……………5～6  
 1 市街地……………7～8  
 2 藤本町・旭町……………9  
 3 元町・東町・屯田町……………10  
 4 西原町……………11  
 5 西岡町・南桜町……………12  
 水害に備えて……………13  
 我が家の防災メモ……………14  
 避難所一覧・緊急連絡先……………裏表紙

(出典：剣淵町洪水ハザードマップ)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

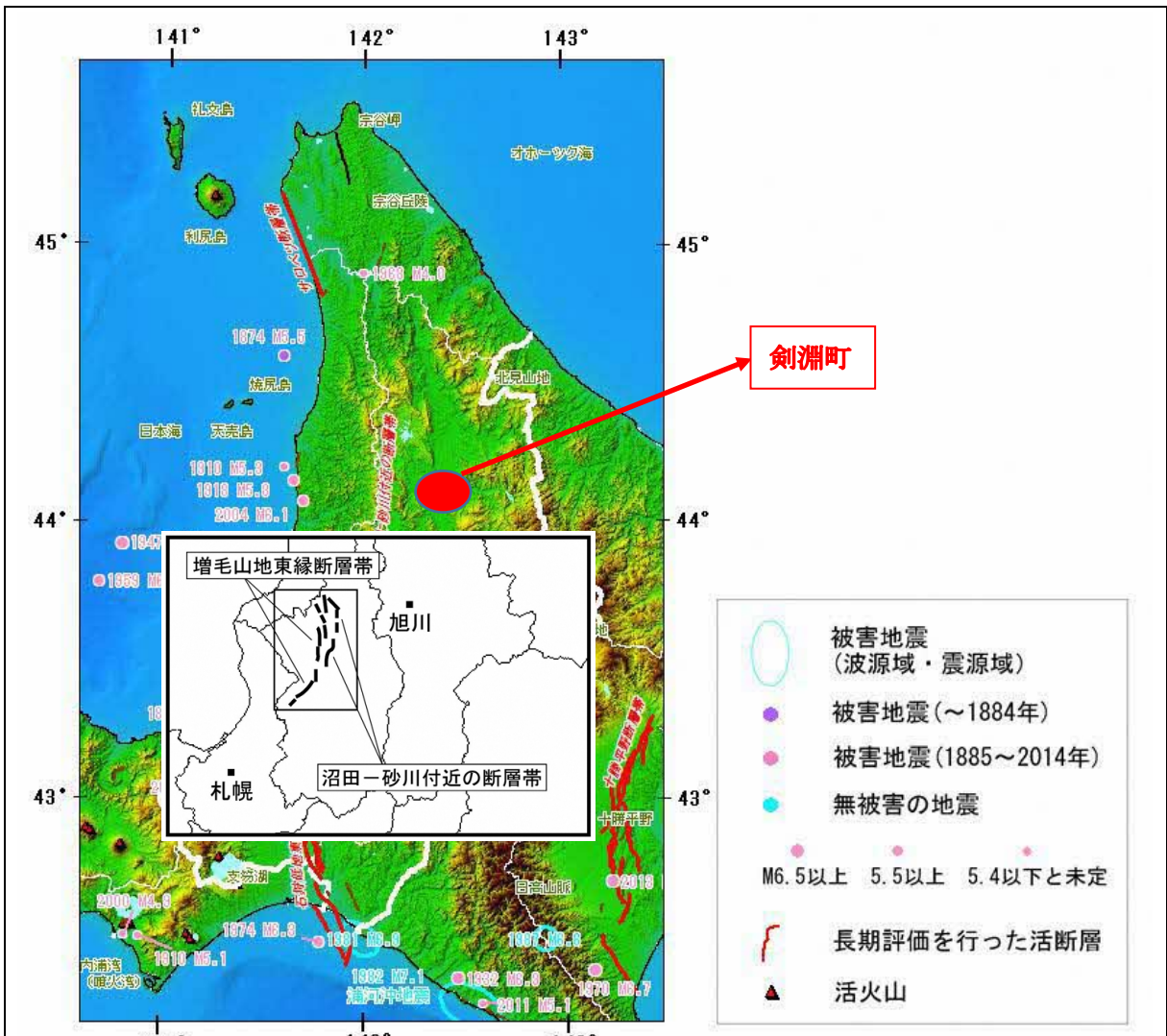
剣淵町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると「増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯」による地震が想定されている。この断層帯による震度7強の地震が発生する確率は0.6%以下となっている。

地震ハザードステーションによると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確率が3%以下となっているが、2013年の十勝沖地震では震度3、2018年の胆振東部地震では震度4の地震が発生しているため、警戒が必要である。

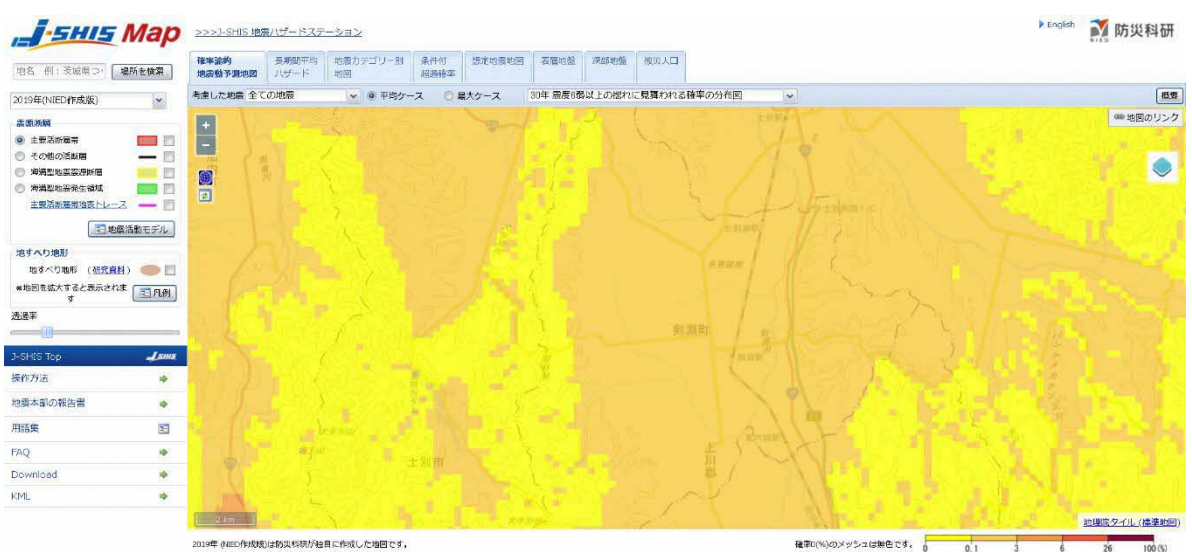
また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで食料品小売業・飲食業で商品の廃棄が行われ、商工業全体でも物流が途絶えた影響により、売上が減少した。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯	増毛山地東縁断層帯	7.8程度	0.6%以下
	沼田-砂川付近の断層帯	7.5程度	不明

(出典：地震調査研究推進本部)



(断層帯地図 出典：地震調査研究推進本部)



(地震発生確率地図 出典：J-SHIS Map 地震ハザードステーション)

(その他)

戦後の水害で特筆されるのは、昭和28年と昭和50年の災害である。道路、橋りょうはじめ、家屋、農地は未曾有の被害となった。当然、災害復旧工事の件数も突出している。

また、当町は北海道内陸に位置している影響もあり、夏季は30℃を超え冬季は-20℃を下回ることもあり、夏は暑く冬は寒い地区である。

《過去における復旧災害工事》

年次	工 事 件 数	総工事費
昭和27年	松倉道路池田橋災害復旧工事(延長63m・幅4m)	計 1件 2,675千円
昭和28年	3号道路剣六号線ほか16橋災害復旧工事、パンケベオッペ川山口地先護岸工事、東原野地区耕地外4地区災害復旧工事	計 23件 13,131千円
昭和29年	刈分道路剣54号線ほか5橋災害復旧工事、パンケベオッペ川山口地先護岸工事、刈分地区耕地外7地区	計 15件 7,536千円
昭和31年	イバノマップ川右岸菊地地先護岸工事外1カ所、14線道路1号吊橋、西光地区農地災害復旧工事	計 4件 2,285千円
昭和43年	剣淵川支流東2線川筋小笠原地先護岸、町道4号線曾川地先護岸災害復旧工事	計 2件 4,715千円
昭和45年	12線川児玉地先護岸外3カ所護岸災害復旧工事	計 4件 7,383千円
昭和47年	5線川加藤地先護岸外6カ所護岸災害復旧工事	計 7件 36,393千円
昭和48年	5線川加藤地先護岸外3カ所護岸災害復旧工事	計 4件 21,200千円
昭和50年	3線川林地先護岸外8カ所、町道南1丁目線道路外4カ所 9線橋・10線橋地質工事、10線橋災害復旧工事	計 17件 73,531千円
昭和51年	8号川浅井地先外12カ所河岸工事、10線道路外1カ所、10線橋外3橋災害復旧工事	計 19件 193,335千円
昭和52年	弥栄川半澤地先外10カ所河岸工事、9線橋外1橋、犬牛別道路災害復旧工事	計 13件 145,666千円
昭和53年	刈分川高井地先外9カ所河岸工事、町道犬牛別道路災害復旧工事	計 11件 66,820千円
昭和56年	8号川佐藤地先外10カ所河岸工事、町道5線道路外4カ所	計 16件 101,090千円
昭和57年	刈分川古田地先外12カ所河岸工事	計 13件 106,055千円
昭和59年	刈分川高橋地先外10カ所河岸工事	計 11件 103,000千円
昭和60年	町道西1丁目道路外2カ所災害復旧、刈分川古田地先外9カ所河川災害復旧	計 13件 110,300千円
昭和61年	町道東6線道路外7カ所災害復旧、刈分川高草木地先外8カ所河川災害復旧	計 17件 91,270千円
昭和62年	刈分川高草木地先外8カ所河川災害復旧	計 9件 62,470千円
昭和63年	6号川石水先外10カ所河川災害復旧工事	計 11件 79,290千円
平成 元年	刈分川鈴木地先外6カ所河川災害復旧工事	計 7件 51,230千円
平成 3年	東12線川小笠原地先外8カ所河川災害復旧工事	計 9件 56,382千円
平成 6年	弥栄川佐藤地先外5カ所河川災害復旧工事	計 6件 49,203千円
平成 7年	3線川児玉地先外2件河川災害復旧工事	計 3件 25,091千円

(出典：剣淵町史)

※剣淵町では、災害種別・被害総額等は調べていないため、災害時の復旧工事・工事額を記載

(感染症)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)や新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 121人(独自データ)
- ・小規模事業者数 106人(独自データ)

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	建設業	14	10	市街地に集中
	製造業	8	9	町内に広く分散
	卸売業	11	10	市街地に集中
	小売業	32	28	〃
	飲食業	14	10	〃
	サービス業・その他	42	39	町内に広く分散

### (3) これまでの取組

#### 1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
剣淵町防災会議条例	昭和 37 年 12 月	平成 2 5 年 3 月 8 日改正
剣淵町地域防災計画	平成 21 年 10 月	平成 2 8 年 1 1 月改訂
防 災 訓 練 の 実 施	令和 2 年 11 月	年一回を基準に実施
防 災 備 品 の 備 蓄	年に一度更新	適当な数量を年に一度更新
新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定	平成 27 年 10 月	
剣淵町地域強靱化計画	令和 2 年 9 月	

#### 2) 当会の取組

項 目	年 月	備 考
事業者BCPに関する国 の施策周知	平成 30 年 8 月	ポスターによる周知
事業者BCPに関する研 修会への参加	平成 30 年 9 月～	北海道商工会連合会による研修に 経営指導員が年 1 回以上参加
損害保険会社と連携した 損害保険の加入促進	令和 2 年 1 月～	北海道火災共済協同組合と連携 契約件数 3 5 件

## 2. 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。  
(手洗いの徹底、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性等)

## 3. 目標

- ・地域内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建 設 業	1 4	1 0	1	1	1	1	1
製 造 業	8	9	1	0	1	0	1
卸 売 業	1 1	1 0	0	1	0	1	0
小 売 業	3 2	2 8	1	1	1	1	1
飲 食 業	1 4	1 0	1	0	1	0	0
サービス業・その他	4 2	3 9	1	1	1	1	1
合 計	1 2 1	1 0 6	5	4	5	4	4

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、2m～3mの浸水域22件の小規模事業者を優先に策定するように設定した。なお、市街地84件に対しては、来期42件(計3期15年で策定)を想定し設定する。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制作り	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4. その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。



事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

剣淵町	剣淵商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	事業継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・連携先の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	14	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	8	9	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
卸売業	11	10	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
小売業	32	28	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食業	14	10	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
サービス業・その他	42	39	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	121	106	5	4	5	4	4	5	4	5	4	4

- ・町、商工会並びに北星信用金庫等の関係機関を交えた（仮称）剣淵町事業継続力強化支援協議会を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。また、会議結果はHP等へ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館消防訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連絡先	剣淵町町づくり観光課

## カ. 発災後における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町町づくり観光課と協議し、策定する。

## (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

## ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）  
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

## イ. 応急対策の方針決定

- ・剣淵町災害対策本部の方針に従い、当町町づくり観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険性を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

・本計画により、当商工会と当町は、被害状況を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

・当町で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

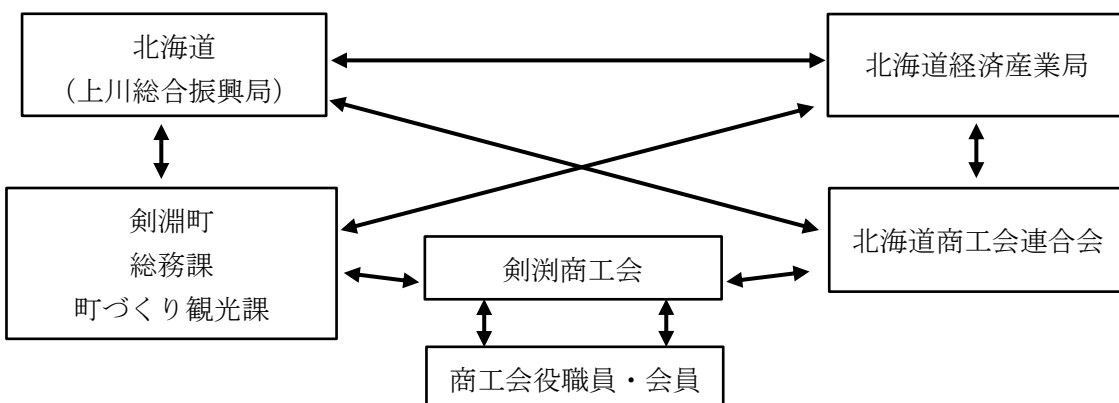
### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、上川総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。

・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法





#### **(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援**

- ・地区内小規模事業者の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助金制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### **(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援**

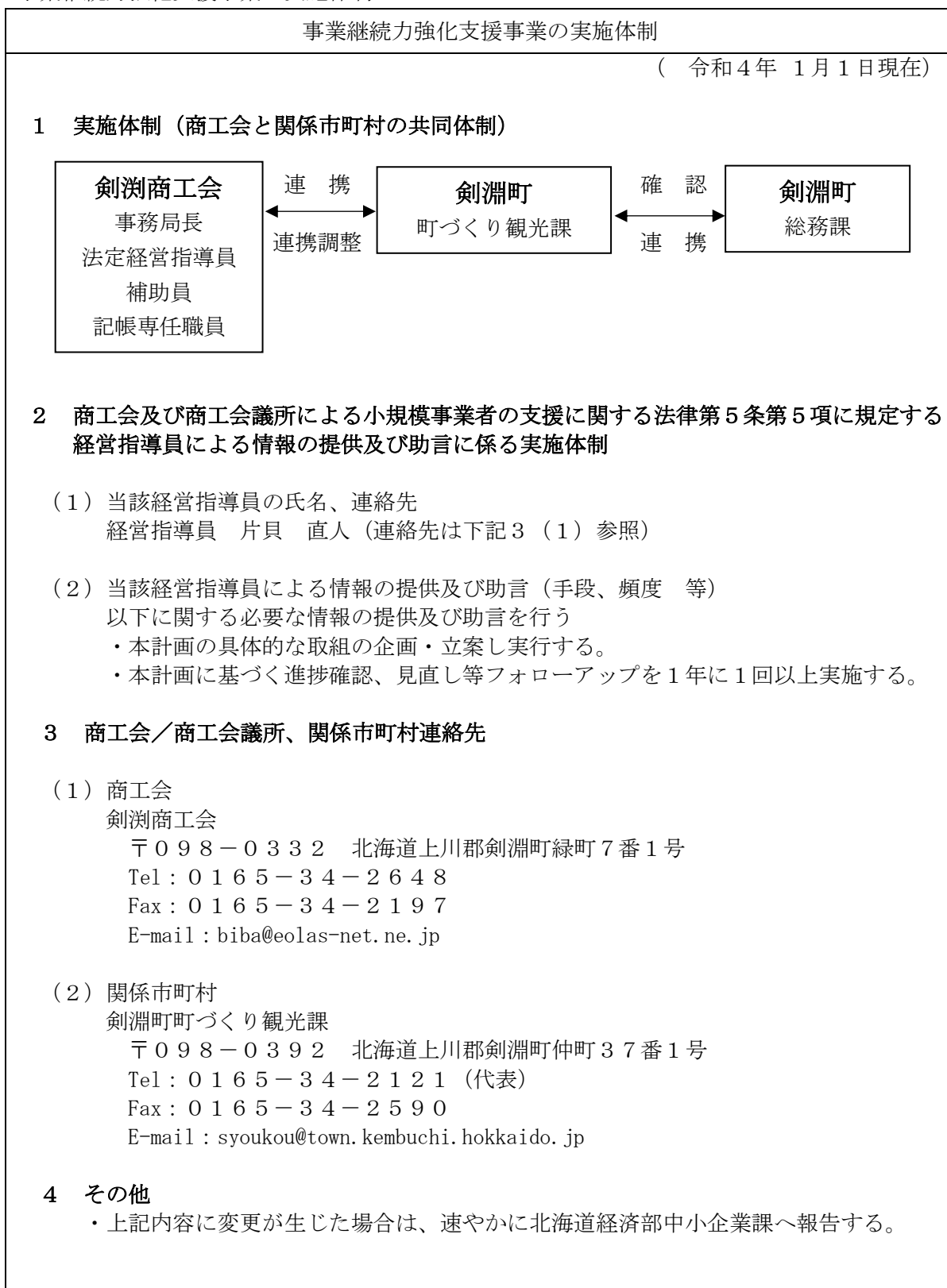
- ・剣淵町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

#### **(6) その他**

- ・本計画は、剣淵町・剣淵商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	110	110	110	110	110
専門家派遣費	20	20	20	20	20
セミナー開催費	60	60	60	60	60
パンフ・チラシ制作費	10	10	10	10	10
防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、剣淵町補助金、道補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。